

夢を実現する第一歩のために

2012年
5月号

ミツヒロニュース



新緑の季節。新入社員も職場に慣れてきた頃ですね。松原照子著「幸福への近道」に仕事での悩みを少なくする方法として①集団生活の中で自分の置かれている立場を大切にする②自分自身が働けることを喜ぶ③勤務している会社を心から愛する④仕事で出会えた人を大切にする、と書かれています。感謝の心を忘れることなく充実した毎日を送りたいものです。 光廣昌史

今月のトピックス

- ◆ 税務調査手続の明文化
- ◆ イザというとき慌てない 税務調査の基礎知識(2)
- ◆ イノベーション人材等 育成事業補助金の活用
- ◆ 自転車事故と 損害賠償責任
- ◆ あとがき / 憂国の士

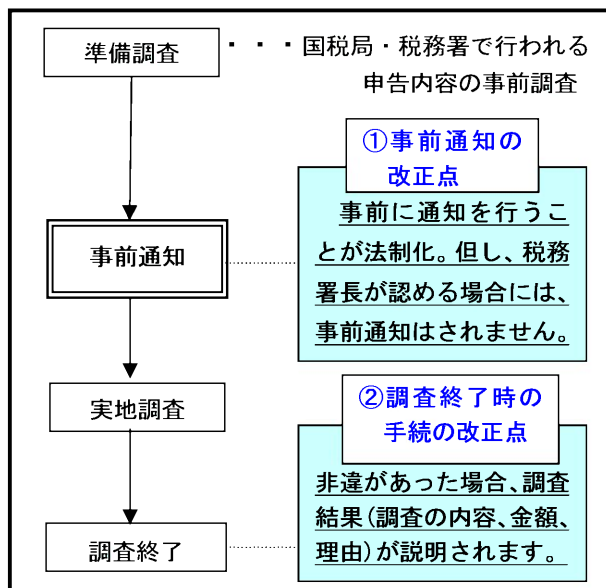
税務調査手続の明文化

税務調査の事務年度は7月から翌年6月までとなっています。

そのため、現在、事務年度末にむけて本格的に調査が行われているのではないのでしょうか。

平成24年度税制改正で、税務調査の手続きの改正が行われ、平成25年1月1日以後、新たに開始する税務調査から適用されることとなりました。

1. 平成24年度改正の内容及び適用時期



(1) 事前通知の改正

事前通知の改正は、平成25年1月1日の調査から適用されることになります。

対象者は「納税義務者に対し事前に通知する」とされました。昨年案では、対象者は「納税義務者、調書等の提出義務者又は、反面先」となっており、事前通知の際には「書面」を交付するとされていましたが、書面交付は削除されました。

(2) 調査終了時の手続き

①指摘事項がない場合

調査で修正すべき事項が無かった場合、従来では全く書類を交付されないケースもありましたが、「その時点で更正・決定等すべきと認められない」旨が記載された書面が交付されます。

②修正すべき事項があった場合

問題が指摘され、更正決定等をすべきと認められる場合には、税務職員は納税者に対し、その調査結果の内容（調査の内容・金額・理由）を詳しく説明しなければならないとされました。（次頁へつづく）

ミツヒロニュースの発送等に関するお問い合わせは、総合企画部 下田・和田まで

<http://www.office-m.co.jp> Tel 082-294-5000 Fax 082-294-5007 mail to : info@office-m.co.jp

2. 改正までの流れ

平成23年度の税制改正では、納税者の立場に立って、複雑な税務手続を平易な表現でわかり易くすることを目的として、納税者権利憲章の策定等、大幅な国税通則法の改正が予定されていました。

特に、税務調査を行う場合の事前通知については、現在通達で運用している状況を見直し、原則としてあらかじめ、事前通知を行うことが法律で定められることとされていました。

(1) 対象者

通知の対象者は、納税者本人、調書提出者及びその代理人（税理士等）、反面先とする。

(2) 内 容

通知の内容は、次の通りとする。

- ① 調査の開始日時・場所
- ② 調査の目的（例：〇年分の所得税の申告内容の確認等）
- ③ 調査対象税目、課税期間
- ④ 調査の対象となる帳簿書類その他の物件（例：所得税法△△条に規定する帳簿書類）
- ⑤ その他必要事項
 - イ 調査の開始日時・場所の変更の申出に関する事項
（合理的な理由を付して日時・場所の再設定を求めることができる）
 - ロ 調査状況に応じ、通知内容以外について非違が疑われる場合には、
その通知内容以外の事項についても調査対象となりうる事
 - ハ その他
 - ・ 調査の相手方の氏名及び住所（法人については、名称及び所在地）
 - ・ 調査を行う主たる担当者の氏名及び所属

また、この通知は、書面によって調査前に行うことになっていましたので、この法案が出された時には、税務署などの現場では戸惑いが見受けられました。

結局、この法案は昨年度見送りとなりました。

3. 対策案

納税者権利憲章の制定は、今回も見送りになりましたが、これまでの経緯を見ると、今後も納税者の権利を守るという方向性は続くと思われます。

但し、同時に納税者としての義務も求められることになり、脱税等の取締りについては更に厳しくなることが予想されますので、**税務調査に備え、税務署がどのように調査を行うのか、また、調査にどのように対応すべきなのかを知っておくことが必要**になると思います。

弊社では、「上手な税務調査の受け方」をテーマに6月にセミナーを開催します。

「備えあれば憂いなし」といいます。是非、この機会に税務調査に対する予備知識を習得し、日常業務の取り組みを再確認するきっかけとしてお役立て頂ければ幸いです。

■第51回 そこが知りたかった！税務・会計セミナー

税務調査は怖くない！『上手な税務調査の受け方』

今回のセミナーは、元国税局調査官を講師に迎え、①税務調査の基本的知識 ②税務調査の実際 ③税務職員は「何を考え、何を調査するか」他 の項目を盛り込んで、現場経験者の視点から、実際に役立つ話しをして頂きます。 皆さまのご参加を心からお待ちしております。

◆日時	2012年6月6日（水）	◆参加費	1,000円
◆講師	元国税局調査官 久保 憂希也 氏	◆定員	18名
◆会場	てらまちビュー空繪（12F）	◆お問合わせ	総合企画部（下田・和田）

◆ シリーズ2.「税務調査は断れませんか？」

イザというとき慌てない

税務調査の基礎知識

経営者にとって税務調査は嬉しいイベントではないですね。「できることなら断りたい。」と思われる方も多いと思います。さて結論から書くと、税務調査は断ることができません。残念かもしれませんがこれが事実です。断ることができないのは、法律の解釈からになります。

○法人税法第153条（当該職員の質問検査権）

国税庁の当該職員又は法人の納税地の所轄税務署長もしくは所轄国税局の当該職員は、法人税に関する調査について必要があるときは、法人に質問し、又はその帳簿書類その他の物件を検査することができる。

実は法律上、「税務調査」という言葉はありません。

この法律によって、税務署の調査官には「質問検査権」という職権があると認められています。これが一般的にいう（税務）調査なのです。また、次の条文には

○法人税法第162条（罰則）

次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

2. 第153条又は第154条第1項若しくは第2項（当該職員の質問検査権）の規定による当該職員の質問に対して答弁せず若しくは偽りの答弁をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ若しくは忌避した者
3. 前号の検査に関し偽りの記載又は記録をした帳簿書類を提示した者

つまり、調査官が質問したことに対して、何も答えなかったり、嘘を答えたような場合、また税務調査で偽物の帳簿などを提示した場合は、「1年以下の懲役又は50万円以下の罰金」という罰則が定められているのです。

ですから法律上、税務調査は断れないとなっていて、黙秘権もありません。

ただし、税務調査は「今すぐ」受けなければならない、というものではありません。

仕事で多忙な時期や、個人的な事情がある場合、時期はずらしてもらえます。

最善の対応策は、顧問税理士と相談をして、都合の良い時期を調査官に伝えることです。

イノベーション人材等育成事業補助金の活用

広島県では、新たな価値を生み出す知識・技術習得のために社員を国内外の大学・企業・研修機関等へ派遣する取組を支援する本補助事業を公募しています。該当する研修を計画予定・検討される場合には、この補助金の活用も併せて検討されてはいかがでしょうか。

■応募締切

毎月末日毎に応募を締め切り、翌月審査を行います。

■補助対象事業者

今後成長が見込まれる産業分野への事業展開や新たな価値創出による競争力強化に意欲的な広島県内に本社又は本店を置く中小・中堅企業

■補助率・補助対象経費等

- (1) 補助限度額／ 100万円～400万円
- (2) 補助率／ 2分の1以内
- (3) 補助対象経費

【国内研修】：入学金、受講料、交通費、宿泊費（研修等派遣中の社員人件費、代替社員の賃金）等
【国外研修】：上記に加え、渡航費、滞在費、保険料等

注）（ ）は、6か月以上、かつ延べ600時間以上の中期・長期研修等に派遣した場合に限る。

■申込・問い合わせ先

広島県商工労働局 産業人材課 人材育成グループ

OTEL：082-513-3420 FAX：082-222-5521 Omailto：syojinzai@pref.hiroshima.lg.jp

■詳細情報

○<http://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/72/inno-koubo.html>



【自転車事故と損害賠償責任】



◆大震災以降増えている自転車通勤

最近、自転車事故が増えているというニュースが問題になりましたが、従業員が自転車通勤をしている場合や会社の営業で自転車を使用している場合等、通勤災害や業務災害、又は事故で他者にけがをさせた時の損害賠償責任等どのように対処しておくべきでしょうか。

◆自転車通勤のルール作りと任意保険加入

通勤であれば事故の時は原則労災保険の適用があります。一方、通勤途上で事故の加害者となった場合でも直ちに会社が被害者に損害賠償責任を負うわけではありませんが、加害事故による最近の賠償額は高額になってきています。自転車通勤を認める場合は個人賠償責任保険には加入させるべきでしょう。それには会社に自転車通勤許可申請書を提出させ保険証券の写を添付させる等必要な措置をしておきたいものです。

許可を出す時は必要なルールを守らせるような規則や文書を作り、本人に知らせる必要があります。そして、規定の内容は特に危険な行為の禁止事項をきちんと決めておきたいものです。その内容としては飲酒運転の禁止、ブレーキの不良等の整備不良をしない事、携帯電話や傘をさしての片手運転等道交法違反をしない事、不適切な場所への駐輪や事故を招くような運転の禁止、その他これに準ずる危険な行為の禁止等があります。また駐輪場の確保も必要になるでしょう。

従業員が通勤に自転車を利用する事は、健康にも環境にも良いかもしれませんが、一定のルールを決めておくことが大切です。

◆営業に自転車を使用している時

会社で自転車を貸出し、営業を行ったり、従業員の私物の自転車を業務に利用している時に事故を起こし、加害者となった時、会社は使用者責任者として損害賠償責任を負わなければなりません。

自転車は原則車道を走行するものですが、車道が危険な場合は歩道も走行できる場所もありますので、歩行者と接触する事は充分考えられます。

自転車だからと気軽な気持ちで利用させると思わぬ事故に遭遇しないとも限りません。業務利用をさせるなら対人、対物賠償額まで考慮して保険加入をすることが必要でしょう。

参考文献：■税務・経営情報の「ゼイタックス」メルマガ■「税理士法人レガシー相続110番」メルマガ■ゆりかご倶楽部HP

相続税簡易シミュレーション(無料)実施中

将来の安心を得るために、
相続税簡易シミュレーションをしてみませんか？
弊社では、簡易な評価でどれくらい財産があるか
相続税がどのくらいかかるのかを
無料で試算しています。

詳しくは、弊社担当者または財産承継グループに
お問い合わせください。

あとがき

和田です。ミツヒロニュースの
あとがきのネタが無く、書く内容に
苦慮していたところに、興味深いニュースが2つ飛び
込んできました。「東京都、尖閣諸島の購入を検討」、
「自衛隊、離島防衛強化に向けて米領に駐留拠点計画」。
これらのニュースは、危機管理能力のない防衛大臣や
弱腰外交を続ける日本政府に辟易し、このまま、中国
などの回りの国々に、日本の領土や利権をむさぼられ
つつけるのかと絶望していた自分にとって、一筋の光
明が差し込んできたように感じました。憂国の士がい
る限り、日本の将来に、絶望するのはまだ早そうです。

【発行】 株式会社オフィスミツヒロ／光廣税務会計事務所 代表取締役・税理士 光廣 昌史

あなたの経営羅針盤
Office Mitsuhiro

株式会社オフィスミツヒロ／光廣税務会計事務所
〒730-0801 広島市中区寺町5番20号
Tel 082-294-5000 & Fax 082-294-5007
URL <http://www.office-m.co.jp>

